

前回の政策対話における主な御意見

【平時における各主体間の情報共有について】

- ・ レスポンスブル・ケア活動（以下 RC という）は、地区の RC 会員企業が幹事となり、地域ごとに連絡ネットワークを有しているとのことだが、周辺住民についてどこまでカバーするかというのが明確になっていない場合、もしくは、各事業所が持つ情報共有のチャンネルが限定的な場合等、さらに RC 活動を進めていくには地元事業者の方の努力が重要だと感じた。
- ・ RC 活動は非常に重要だと考えている。これに一般市民がどれだけ参加するかがポイントだが、防災計画等について行政から連絡があった際に興味を持つ、実際に参加する市民は残念ながら非常に限られている。そうした中で、事業所がどのようなところかを知るきっかけは、どのような化学物質を取り扱って、どのような事業や環境対策（RC 活動も含む）を行っているかを事業所の入り口などに掲示すると、前を通りかかった際に見る機会が増えるのでないか。食品表示のイメージである。特に災害・事故時には、一人ひとり全員に知らせることが重要であるので、そうした取り組みも検討いただきたい。

【災害・事故発生に備えるための各主体の役割分担や取組について】

- ・ 情報整備の隙間に関連して、環境影響に関することは、コンビナートの災害防止対策の中で取り扱うところもあれば、地域の防災計画の中で扱う場合もある。その点は必ずしも整備されていないのでないか。環境影響について、どの主体が主に対応するかと言う点は必ずしも明確になっていないのでないか。
- ・ 各地域では防災計画の整備を進めているが、その中で化学物質管理の視点をしっかり含めていただきたい。また、ある程度有害性がわかっている、法的にも禁止されるような物質を保有しているところがあるのであれば、リストアップしておく必要があるのではなか。既にかわっているものについては、自治体にてどこに何があるかを把握しておけば、災害・事故時に初動を早くする工夫が出来るのでないか。
- ・ 事業所における取組として、緊急遮断弁という技術があるのにつけず済ますという選択肢は無いのでないか。遮断弁をつけるとどの程度リスクが下がるということアピールする以上は、出来る限りの取り得る対策は全て行うというスタンスから、義務化を進めるなどの取り組みがあっても良いのでないか。
- ・ 化学物質基本法等、法制度をしっかり整えないと隙間は埋めきれないのでないか。自治体の努力によって、情報を消防部局に提供して良いかという点の同意を取らねばならないという努力は素晴らしいが、全国でそうした取組をするためには法制度の整備が不可欠でないか。

【災害・事故後の環境モニタリング・リスク評価等について】

- ・ 実際の事故時の現場での環境リスクについて、どのように評価・対策をしているか。
例えば、火災発生に伴うダイオキシンの発生や、消火剤として使用される PFOS について、どの程度発生し環境中に拡散しているのかが気になる。そのような情報はしっかり提供いただきたい。
- ・ 事例として把握していないが、想定によっては定量的な評価が難しい場合があるのではないか。火災の後に、ダイオキシンや消火剤として使用された PFOS の環境モニタリングをしている事例はほとんどないのでないか。
- ・ 緊急時の環境リスクに関して、どこまでモニタリングが可能で、正確な情報をふまえて対応することは難しいのではないか。そのため、不確実な情報の中で、どのようにシナリオを設定するか、(見過ごすよりは良いという観点で) 空振りでもいいので情報提供する体制を整える等については、もう少し議論が必要なのではないか。
- ・ 2011 年の東日本大震災等、ある程度の規模の災害の際には環境汚染の状況が調査されているだろう。しかし、それを将来起こりうる災害の予測に組み込んでいないというのが現状なのではないか。

【POPs の管理について】

- ・ PFOS 等の漏洩後のモニタリングも法制度によって義務づけるのが必要でないか。とりわけ PFOS や PFOA は第一種特定化学物質に指定された POPs であるにもかかわらず、エッセンシャルユースが許されている。こうした物質については、モニタリングをしっかり行う必要があるのではないか。
- ・ PFOS は泡消火剤として使用されているが、それがそもそもどの程度市場に残っているのかと、きちんと把握できていない状況は問題でないかと考えている。また、今残っている消火剤をどのように廃棄するかという点について、廃棄処理時については環境省でガイドラインを定めているが、実際に使用する際にどうするのかという点についてはガイドラインが定まっていない。そうした点について、法整備ではないが整備していただきたい。